

報告第33号、第34号

令和6年12月9日

専決処分の報告について

鈴 鹿 市

報 告 目 次

報告第 33 号	専決処分の報告について……………	1
報告第 34 号	専決処分の報告について……………	5

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年12月9日提出

鈴鹿市長 末松 則子

専決処分事項

損害賠償の額の決定及び和解

専 決 処 分 書

損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和6年11月29日

鈴鹿市長 末 松 則 子

法律上市の義務に属する損害賠償について、次のとおりその額を決定し、及び和解するものとする。

1 損害賠償の額

669,636円

2 和解の相手方

鈴鹿市

個人

3 損害賠償の義務の発生の原因となる事実

令和6年2月8日、地子町地内の市道飯野寺家162号線において、職員が公用車を運転中、交差点を左折しようとした際、当該交差点を自転車で直進してきた相手方に接触したもの

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年12月9日提出

鈴鹿市長 末松 則子

専決処分事項

市営住宅の滞納家賃等の支払及び明渡しの請求に係る訴えの提起

専 決 処 分 書

市営住宅の滞納家賃等の支払及び明渡しの請求に係る訴えの提起について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和6年12月3日

鈴鹿市長 末 松 則 子

1 被告となるべき者

[Redacted]
[Redacted]
[Redacted]
[Redacted]

2 請求の趣旨

- (1) 被告は、原告に対し、物件目録記載の建物を明け渡せ。
 - (2) 被告は、原告に対し、金286,100円及び令和6年10月11日から第1号の建物明渡済みまで1か月金61,400円の割合による金員を支払え。
 - (3) 訴訟費用は、被告の負担とする。
- との判決及び第2号につき仮執行宣言を求める。

3 物件目録

[Redacted]
[Redacted]

4 訴訟遂行の方針

次の者を訴訟代理人と定める。

四日市市浜田町1番15号 PCO四日市駅前5階
杉岡法律事務所

弁護士 杉岡 治